

# 令和8年度 事業計画

社会福祉法人 館林市社会福祉協議会



## I 基本方針

本会は、地域福祉の推進を図る団体として社会福祉法第109条に規定する「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」などの事業を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で自立し、安心、安全に暮らすことができる地域共生社会の実現を目指しています。

令和8年度は令和7年度に策定した第七次地域福祉活動計画をさらに推進すべく、特に「地域課題を解決できる体制づくり」である相談支援、多機関連携・協働を強化し、個別支援や地域支援につなげてまいります。

また、事業を着実に実行すべく組織的課題(人、財源)の解決と内部統制を強化します。

## II 基本目標

### I 地域のつながりづくり

福祉に関する教育や地域活動に関する情報提供を充実させるとともに、地域活動へ参加するきっかけや交流の場をつくります

### II 地域の助け合い、支え合いづくり

地域において活動できる人材やボランティア団体の支援、育成を進め、地域における助け合い、支え合い活動を支援します

### III 地域課題を解決できる体制づくり

多様化・複雑化する地域福祉課題に対応するため、相談体制を充実させ、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

### IV 安全・安心して生活できる環境づくり

災害時のボランティア活動支援や派遣、訓練等を実施するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等、権利擁護の充実を図ります。

## V 社協基盤／指定管理

理事会・評議員会を適正な開催及び運営の充実を図るほか、指定管理者として適切な施設運営に努めます。

## Ⅲ 実施事業

### I 地域のつながりづくり

#### (1) 居場所づくり

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
●ふれあい・いきいきサロン	高齢者や障がい者等が仲間づくりや生きがいづくりを行う交流の場の活動・運営支援を実施します
◆通いの場	地域の高齢者が身近な場所で介護予防活動に取り組む居場所づくりの活動・活動支援を実施します
◆ひきこもりサロン	ひきこもり当事者やそのご家族等の情報共有の場、互いの悩みを相談できる場として月1回開催します (毎月第3金曜日 14:00～15:30)
●手をつなぐサロン	障がい児者とその家族に必要な情報提供や共有の場となるサロンを月1回開催します (毎月第2水曜日 10:30～12:00)
●だれでも広場	地域の誰もが気軽に集える場の創設を検討します
◆子育て支援センターわくわくらんど	子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談を実施し、安心して楽しく利用できる施設運営に努めます (月～金曜日 9:30～11:30、13:30～16:30) ※ランチタイム:11:30～12:30
◆こどもの居場所づくり協議会	子どもの居場所づくりに対して円滑な運営、情報収集が行えるよう協議会を開催します
●◆★ふれあい通りや売店を利用した居場所づくり交流事業	市民相互のふれあい・健康増進、生きがいづくりの拠点として「総合福祉センター」を運営し、地域のつながりを増進します

## (2) 情報共有の充実・強化

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
●社協だより発行事業	赤い羽根共同募金を財源に、市民に向け、社協で取り組む地域福祉活動やボランティア活動の紹介等、福祉の情報発信を実施します(発行:5・7・9・11・1月)
◆点字広報・声の広場発行事業	視覚障がい者へ広報や社協だより等の朗読CDを作成し、視覚障がい者の情報発信に努めます
●ホームページ等による情報発信	地域福祉に関する情報発信を迅速に行います
▲福祉まつり	子どもからお年寄り、障がいをお持ちのかたや市内地域福祉向上のため活動している団体の方々が一堂に会し、福祉に対する理解促進を図ることを目的に福祉まつりを開催します
●ふれあいスポーツ大会	高齢者や障がい者等が一堂に会し、スポーツを通してふれあいと相互理解を深め、健康増進を目的に開催します
●マスコットキャラクター「た～てん」の活用	社協のPR及び福祉を身近に感じていただくきっかけとして「た～てん」を活用したPR活動を行います
●一般会費／法人会費	本会の理解を深めていただき、地域福祉活動費の財源確保に努めます
●企画委員会	福祉関係機関から選出いただいた委員で構成し、地域福祉活動計画をはじめ、各年事業について審議します
●財政委員会	福祉関係機関から選出いただいた委員で構成し、財源状況の把握と改善について審議します
●広報委員会	福祉関係機関から選出いただいた委員で構成し、社協だより発行に伴う意見交換や文書校正等審議します

## (3) 福祉教育の推進

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
●福祉教育推進事業	総合的な学習の時間を活用し、学校と地域のつながりのある福祉教育企画に努めます

●指定校・継続校との情報交換会	各学校との情報交換会を開催し、福祉教育の充実に努めます
▲■福祉協力指定校、継続校助成金交付事業	福祉協力校(継続校)として福祉教育を推進する学校に対し、助成金を交付し、福祉教育を実践していただきます

## II 地域の助け合い、支え合いづくり

### (1) 社協支部活動支援・強化

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
◆生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように住民主体の活動や各種団体等の多様なサービス提供体制を構築し、ネットワーク構築に努めるため、推進会議(一層、二層)を開催します
●社協支部長会議	各支部長が集結し、社協事業における協議並びに情報共有を図ります
●社協支部視察・役員研修	社協支部及び社協役員、職員による先進地視察研修を開催し、本会発展に向けて協議検討に努めます
●社協支部助成事業	社協支部の活動を支援するため、一般会費及び法人会費の納入実績に応じて助成金を交付します

### (2) ボランティアセンター機能強化

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
▲ボランティアセンター運営委員会	福祉関係機関から選出いただいた委員で構成し、ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、ボランティア活動に対する意見交換を行います
▲ボランティアセンター機能強化	ボランティアセンター登録者の拡充及びニーズ発掘のため、コーディネート機能を強化します
▲ボランティア活動保険手続き	ボランティア活動を行う団体・個人に対して、保険加入手続きを行い、安心して活動していただきます
▲ボランティア養成講座	各種講座を開催し、ボランティア養成に努めます
▲小・中学生ボランティアスクール	学校での福祉教育のみならず、地域福祉について学ぶ機会を設け、福祉人材の育成に努めます

◆手話奉仕員養成講座	聴覚障がい者に対する理解を深めるとともに奉仕員を養成することを目的に養成講座を開催します
◆介護支援ボランティア	高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを支援し、高齢者自身の介護予防を推進します
▲ボランティアセンターだより発行	ボランティア活動の啓発や情報提供を行うため、ボランティアセンターだよりを年1回発行します 発行:2月

### (3) 住民参加型活動の強化

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
●◆ふれあいサービス ※産前産後事業のみ市委託	日常生活を営む上で支援が必要なかたに対し、有償ボランティアによる生活支援サービス提供に努めます
●ふれあいサービス会員養成講座	ふれあいサービス会員の養成講座を開催し、提供会員の増加に努めます
★ファミリー・サポート・センター事業	子育てをするうえで手助けを行うまかせて会員と手伝いを依頼したいおねがい会員の相互関係連携支援に努めます
★まかせて会員養成講座 (ファミリー・サポート・センター)	育児の援助を行う「まかせて会員」を養成する講座を年1回開催し、支援体制を強化します
●NPO 法人連絡会	市内で活動するNPO 法人が連携・協働し周知・交流活動を実施できる体制づくりに努めます
▲社会福祉法人連絡会	地域の福祉課題の解決に向けた公益活動の推進や法人機能の向上を図るとともに、連絡調整や課題を共有し、地域で連携できる体制整備に努めます
▲買い物支援サービス	免許返納等で買い物が困難なかが移動販売車等地域に合ったかたちで問題解決できるよう調整及び支援します
●▲助成金交付事業	社協支部、民生委員児童委員協議会、福祉団体、ボランティア団体等に活動助成金を交付します

### Ⅲ 地域課題を解決できる体制づくり

#### (1) 相談・支援体制の充実

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
◆ふくし総合相談窓口	ふくしに関する総合的な相談窓口として、専門職、多機関連携による問題解決に努めます 開催日：月～金曜日 8:30～17:15(祝祭日、年末年始を除く)
◆こどもの総合相談窓口	子どもに関する相談全般を受け、必要に応じて専門窓口につなぎ、関係機関と連携して対応します 開催日：月～金曜日 8:30～17:15(祝祭日、年末年始を除く)
●法律相談	法律的諸問題に対し、弁護士による法律相談を実施し、解決に導くためのアドバイスをいただく無料相談を実施します 開催日：毎週火曜日 予約制
●心配ごと相談	日常生活上のあらゆる悩み事や相談に人権擁護員・行政相談員・民生委員児童委員・学識経験者が相談に応じます 開催日：毎月第1・3日曜日、第2・4火曜日9:30～12:00
◆婚活応援相談	男女各月1回の相談及び年2回のパーティーを開催し、結婚を希望する男女の相談に応じます 開催日男性：第2日曜日 13:00～16:00 女性：第4日曜日 13:00～16:00
◆地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター)	介護予防や地域高齢者の様々な相談に応じ、介護予防ケアプランの作成を行います
●福祉サービス利用者苦情解決事業	本会提供の福祉サービス利用者からの苦情を受け付け、利用者の権利を擁護し、苦情解決に努めます

#### (2) 多機関協働事業強化

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
◆支援会議	単独の支援機関では対応が難しい複合課題・世帯に対し、関係機関の役割分担や支援方向を整理します 開催日：毎月第2火曜日 14:00～
◆重層的支援会議	本人同意を得た案件についてプランを作成し、具体的な対応に向けて関係機関で協議します 開催日：毎月第2火曜日 支援会議終了後～

◆相談包括化推進会議	年1回、重層的支援体制構築事業関係機関が集い、連携強化に向けて協議します
------------	--------------------------------------

### (3) 福祉サービスの充実

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
●居宅介護支援事業	居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行います
●訪問介護事業	要介護者及び要支援者の方の自宅を訪問し、自立した在宅生活を送ることができるようサービス提供を行います
◆障がい福祉サービス事業	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業(居宅事業)を行い、日常生活を送れるようサービスを提供します
◆通所介護事業	要介護者及び要支援者に対し、送迎・レクリエーション・機能回復訓練・食事・入浴のサービスを提供します
●実習生受入れ	介護・看護等実習生を積極的に受け入れ、福祉を担う人材育成を行います
●◆紙おむつ等給付事業 ※要介護4・5の尿もれパット給付のみ市委託事業	市内に居住かつ住所を有する要介護者及び障がい者等で在宅生活を送るうえで紙おむつ等を必要とする方に紙おむつ等を給付し、介護世帯の経済的負担の軽減を図ります
◆寝具乾燥殺菌事業	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に寝具の丸洗い乾燥殺菌を行い、衛生的で快適な生活を維持できるよう支援します
◆会食サービス	高齢者世帯又は日中高齢者のみの世帯を対象に月1回、地域の公民館等で昼食会を開催し、高齢者の孤独感解消や地域との交流を深められるよう支援します
◆配食サービス	高齢者世帯又は日中高齢者のみの世帯を対象に、昼食のお弁当を配布し、高齢者の健康保持並びに見守りに努めます
◆手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者が社会生活においてコミュニケーションが困難な場合、情報保障とコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳者を派遣します

◆要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者が社会生活においてコミュニケーションが困難な場合、情報保障とコミュニケーション支援を行うため要約筆記者を派遣します
●高齢者活動助成金(歩行補助車購入費助成事業)	歩行補助車を購入したかたへ、購入費の一部を助成します
●福祉用具貸出事業	短期間の介護や健康上の理由、体験学習実施により必要なかたへ車イスや点字器、疑似体験用具を貸出します

## IV 安全・安心して生活できる環境づくり

### (1) 権利擁護の充実

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
◆たてばやし後見支援センター	成年後見制度の理解を深め、利用促進につなげるため、中核機関として制度の周知や相談支援、申立て支援、市民後見人の養成を行います
●法人後見事業	社協が後見人となる法人後見事業を実施し、高齢者や障がい者等の権利擁護に努めます
■日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的・精神障がい者が安心して地域で生活できるよう、福祉サービス利用援助や金銭管理支援を行います

### (2) 生活困窮者等へ自立支援

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
◆フードドライブ事業	地域住民や企業、団体より食料品や日用品を募り、生活困窮者へ相談を受けた上で配布し、必要に応じて他機関につなげ支援します
●生活困窮者救済事業	生活困窮している方を対象に、緊急かつ一時的支援として食糧及びライフラインの物資支援を行います
■生活福祉資金貸付制度	低所得者・障がい者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に貸付を行います

●交通遺児育英資金給付金	生計中心者が交通事故により死亡又は障害により所得を失う若しくは著しく減少した市内小中高校生に対し給付を行います
--------------	---

### (3)防災体制の充実

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
▲災害ボランティアセンター設置訓練 ▲災害ボランティア養成講座	災害ボランティアの育成を進めるとともに、有事の際スムーズに災害ボランティアセンターが設置できるよう設置訓練及び養成講座を実施します
●福祉避難所設置訓練 ●自主防災組織	災害発生時に福祉避難所を迅速に開設し、要支援者が安全に過ごしていただけるよう物資の保管場所及び内容確認訓練を実施します

## V 社協基盤／指定管理

●社協独自事業 ▲市補助事業 ◆市受託事業 ■県社協受託事業 ★指定管理

事業名	内容
●理事会 ●評議員会	理事 8 名、監事 2 名の合計 10 名で組織した理事会及び 27 名の評議員をもって組織した評議員会の適切な開催及び運営の充実に努めます
★適正な施設運営	指定管理者としてセンター利用者の満足度向上を図り、「地域福祉の拠点」として公正公平な施設運営に努めます
★温水プール・浴室	水中ウォーキング・上級者から初心者まで自分にあったコースでトレーニングでき、市民相互のふれあいと健康増進を目的に適切な運営を行います
★ふれあい通りの活用	世代間交流や同じ目的をもったかたたちが一堂に会し、同じ場所で同じ時間を共有することで孤独感をなくし、ふれあいの機会を提供します
★福祉バス	子どもからお年寄り、障がいをもつかたなども安心して利用できるよう、安全運転に徹し、共に外出することで「健康増進」「社会参加の促進」「利用者相互の交流」「生活支援の充実」を図ります

---

## 各課強化取組み事業(重点事業)

### ◆ 総務課

#### 1 社協一般会費並びに法人会費に対する理解促進

社協活動・支部活動の取組みを明記したチラシの配布やホームページや X(旧 Twitter)等 SNS を活用した社協 PR 活動をとおして、市民に社協への理解促進を図り、減少傾向にある会費の増収につなげていきます。

#### 2 社協支部視察並びに役職員研修の充実

団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040 年問題」、加速する少子高齢化問題や深刻な孤独・孤立の問題など社協が果たすべき役割を役職員で共有していくために、先進地視察・研修会の充実を図っていきます。

#### 3 適切な施設運営

総合福祉センターを地域福祉の拠点とするために、1階ふれあい通りや売店を活用した子ども・高齢者・障がい者の「居場所」づくりに取り組み、利用者の満足度を高めます。

### ◆ 地域福祉課

#### 1 重層的支援体制構築事業の推進

受託事業である重層的支援体制構築事業を発展させるため、「ふくし総合相談窓口」の周知活動を強化し、“福祉の相談は社協”と地域のかたに認識してもらえるよう積極的なアウトリーチを行います。また、関係機関と連携して課題解決に向けて取り組みます。

#### 2 社会的孤立感の解消

サロン等の高齢者の居場所や障がい児者の保護者向けサロン、ひきこもりサロン等、目的別の居場所づくりを継続しつつ、地域の誰でも利用できる居場所の創設を検討し、社会的孤立の解消に努めます。また、月に1回開催しているひきこもりサロンの実施内容を見直し、参加者の増加に繋がります。

### 3 生活支援体制整備事業の推進

支え合い活動を推進するため抽出した四つの課題、①相談と支援、②地域ネットワークの構築、③居場所づくり、④災害と安全 を地域の支え合いで解決するため、社協支部と社協が積極的な情報共有・交換、協議を行い、生活支援体制整備事業を推進します。

### 4 ボランティアセンター機能強化

ボランティアセンターの基本的な役割(つなぐ、学ぶ、支援する、仕組みをつくる)を明確にし、地域住民、NPO、企業、行政など多様な主体との連携を深め、地域全体で支え合う仕組み(ネットワーク)の構築を図り、マンパワー不足の解消を目指します。

### 5 社協事業のPR 活動強化

地域で活動する多様な主体(住民、民生委員、福祉施設、企業、行政など)と連携し、情報共有を行い、社協の認知度と役割への理解を深めます。また、社協だよりの内容見直しや、多様な広報手段を活用し、活動の「見える化」を図ります。

## ◆ 介護事業課

### 1 居宅介護支援事業

介護保険事業、障がい福祉サービスの充実を図ります。生活状況が複雑・多様化している中、介護保険サービス以外の支援が必要になっているため、地域とのパイプ役を担い、多職種との連携を強化し、困難事例を積極的に受入れ、セーフティネットとしての役割を担います。

### 2 訪問介護事業及び障害福祉サービス事業

利用者の抱える様々な困りごとを傾聴し、寄り添いながら安心して生活ができるように多方面から支援します。

### 3 通所介護事業

地域の課題を掘り起こし、住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域の課題解決に向けて社協が主体となって取り組みます。

#### 4 職員研修の実施

ケアマネジメントやサービス提供にあたり、職員の質の向上、良質なサービス提供するための研修を実施します。

#### 5 福祉を担う人材の育成

小中学生等の福祉・介護体験の場として、また、介護・看護実習生を積極的に受け入れ、福祉を担う人材を育成します。

